

令和7年2月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年2月10日（月）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール1

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行  
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司  
9番 坂本 隆英 10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸  
14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之 17番 長嶺 博司  
18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者 13番 上森 力

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 2番 田中 輝勇 5番 福嶋 隆

議 長 皆さんこんにちは、ここ数日は、この冬一番という厳しい寒さだったんですけども、今日あたりからだんだんと緩んでくるという予報です。梅の花も、小粒南高は若干咲いているんですけど、普通の南高は結構先になるのかと思っております。梅と李などを枯らすカミキリ、クビアカツヤカミキリなんですけども、この前も新聞で特集が載ってたんですが、被害が大変拡大しております。2017年の夏に最初に県内で発見されたのが、かつらぎ町であったんですけども、それからだんだんと南下をしてきて、昨年末では、県内30市町村あるんですけども、15、半数の自治体が被害が広がっているということで、その被害木は約7、200本に上って、中には廃園に追い込まれた方もいると、そういう状態です。田辺市と隣接している日高川町でも、一昨年7月に始めて被害が確認されて、昨年末の状況では、36園地で178本と、被害が急速に広がってきております。県の担当者も、このような害虫で、あまり防除効果が期待できないようなのは見たことがないということで、お手上げの状態になっているようです。それでも、いろいろ、網を張ったりとか、いろんな対策をそれぞれの市町村でやっているようですが、昨年のような規模の温暖化などで、農作物が不作なうえに、効果のある防除網が期待できないような害虫が出てきて、広がってくるような大変な状況かなと思います。コスカシバのような農薬防除で対処できるような薬剤等を、関係機関等で新たに出していただけるような、そういうものを確立していただけるのを期待するしかないかなと思っております。それでは最初に、農業振興課から連絡事項がありますので、説明をお願いします。

農振課 宮本 令和6年度農地保全対策事業の対象農地の確認について説明  
議 長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 該当の農地のある委員さん、大変ご苦勞ですがよろしく申し上げます。続きまして、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請から、まとめて事務局の説明をお願いします。

農振課 宮本

田辺農業振興地域整備計画変更申請の除外申請について説明いたします。  
1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,726㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は53㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は443㎡、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、申請の理由は農業用施設です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は381㎡の内189㎡、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、申請の理由は一般住宅です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は268㎡、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、申請の理由は駐車場用地です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、除外5件、除外合計は2,679㎡、総計は2,679㎡です。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は697㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は庭園です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,140㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は庭園です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外2件、除外合計は1,837㎡、総計は1,837㎡です。続きまして、本宮農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は95㎡、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、申請の理由は資材置場です。本宮農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計は95㎡、総計は95㎡です。以上、合計8件ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、田辺農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番と2番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。1番、2番について、特に異議ございません。  
はい、3番と4番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。  
はい、5番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。異議ありません。  
はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請、5件について異議なしのこと  
とでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業  
振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番と2  
番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。異議ありません。  
はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請、2件について異議なしの  
こととでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、本宮農業振  
興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、本宮農業振興地域整備計画変更申請、1件について異議なしとのこと  
 でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、農用地利用  
 集積計画の合意解約の報告と、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基  
 本的な構想による利用権の設定の申し出について、併せて事務局の説明を  
 お願いします。

農振課 山崎 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます  
 す。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 0 5 4 m<sup>2</sup>、他5筆、合計5, 9 4  
 6 m<sup>2</sup>、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の  
 合意解約をした日は令和6年12月25日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、  
 畑、1, 7 2 0 m<sup>2</sup>、他1筆、合計2, 2 3 1 m<sup>2</sup>、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇  
 〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和7年1  
 月20日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5 0 4 m<sup>2</sup>、他3筆、合計1,  
 7 4 6 m<sup>2</sup>、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借  
 の合意解約をした日は令和7年1月6日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、  
 畑、5 2 2 m<sup>2</sup>、他4筆、合計3, 2 2 4 m<sup>2</sup>、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借  
 人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年1月16  
 日です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構  
 想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇  
 〇〇〇、田、1, 0 4 6 m<sup>2</sup>、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、  
 〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間20, 0 0 0円、持参払い、期間は令和7  
 年3月1日から令和10年2月29日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇  
 〇、畑、1, 5 1 7 m<sup>2</sup>、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇  
 〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年3月1日から令和17年2月28  
 日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、9 0 9 m<sup>2</sup>、他4筆、合計4,  
 1 5 3 m<sup>2</sup>、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸  
 借の梅、5筆全体で年間40, 0 0 0円、口座払い、期間は令和7年3月  
 1日から令和37年2月28日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、  
 3, 6 3 7 m<sup>2</sup>、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、  
 使用貸借の梅、期間は令和7年3月1日から令和16年12月31日の新  
 規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 5 5 3 m<sup>2</sup>、他9筆、合計4,  
 6 6 4. 2 5 m<sup>2</sup>、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、  
 使用貸借の梅、期間は令和7年3月1日から令和16年12月31日の新  
 規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 4 9 3 m<sup>2</sup>、貸し手は〇〇〇、  
 〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年3  
 月1日から令和16年12月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、  
 畑、1, 7 0 2 m<sup>2</sup>、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇  
 〇、使用貸借の梅、期間は令和7年3月1日から令和16年12月31日  
 の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、7 4 4 m<sup>2</sup>、他1筆、合計8 7  
 2 m<sup>2</sup>、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借

の梅、期間は令和7年3月1日から令和16年12月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、837㎡、他2筆、合計1,147㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年3月1日から令和13年2月28日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、239㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、751㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みかん、期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、283㎡、他4筆、合計1,426㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柑橘、期間は令和7年3月1日から令和27年2月28日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,064㎡、他1筆、合計2,797㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柑橘・梅、期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日の更新です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,739㎡、他2筆、合計3,541㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日の更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、567㎡、他3筆、合計3,294㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柑橘・梅、期間は令和7年3月1日から令和22年2月29日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,685㎡、他1筆、合計3,795㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年3月1日から令和26年10月31日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,874㎡、他1筆、合計2,789㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,896㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年3月1日から令和9年2月28日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,005㎡、他3筆、合計3,206㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日の更新です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、296㎡、他2筆、合計1,194㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日の新規です。合計20件、53筆、48,159.25㎡、貸し手16名、借り手10名です。ご審議をよろしくお願いいたします。続きまして、利用権の変更について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、988㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、年間10,000円、口座払い、期間は平成28年8月1日から令和8年7月31日の更新でしたが、面積の変更の為、面積を988㎡から988㎡の内784㎡に変更いたします。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、

1, 960㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成29年1月1日から令和8年12月31日の新規でしたが、事業承継の為、借り手が〇〇〇、〇〇〇〇から〇〇〇、〇〇〇〇に変更となります。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、183㎡、他5筆、合計4,916㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年10月1日から令和11年9月30日の新規でしたが、借手死亡による事業承継の為、借り手が〇〇〇、〇〇〇〇から〇〇〇、〇〇〇〇に変更となります。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,411㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年10月1日から令和11年9月30日の新規でしたが、借手死亡による事業承継の為、借り手が〇〇〇、〇〇〇〇から〇〇〇、〇〇〇〇に変更となります。以上4件、ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。地域で頑張っている方であり、更新ですので異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですし、借り手の〇〇さんは、貸し手の〇〇さんの娘婿で、農業もされておりますので異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。問題ないと思われます。異議ございません。

議 長 はい、4番から8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。貸し手の〇〇さんは去年の夏までは元気に農業をされていましたが、身内の方の不幸ごとがあつて以来、農業を続ける意思がなくなったようでありまして、地域の何人かで〇〇さんの畑を引き受けるとのことです。それぞれの方は、地域の中核的な方でありますので、異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。

議 長 はい、10番と11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。公社を通じた貸し借りですし、借り手は地域の中核的な方ですので、異議ございません。

議 長 はい、12番から14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番について、〇〇さんは農業をしておらず、ちょうど借り手の〇〇さんの畑を挟むような形の農地が2筆ありまして、〇〇さんはこの農地を借りて、作業効率が良くなるということで合意に至ったとのことです。異議ございません。13番、14番は更新ですので異議ございません。

議 長 はい、15番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは耕作できないということで、借り手の〇〇さんは親戚にあたるそうです。なんら問題ないと思われま。異議ございません。

議 長 はい、16番と17番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。公社を通じたの案件でございます。異議ございません。

議 長 はい、18番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。問題ないと思います。異議ございません。

議 長 はい、19番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、20番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、変更の1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは、〇〇さんが管理できなくなったという中で、〇〇さんが終期まで引き継いで管理するという事です。問題ないと思われま。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、4番について、異議ございません。

議 長 はい、以上24件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。宮本君、山崎君、ありがとうございます。

(農振課 宮本 山崎退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、13番の上森力委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、2番田中輝勇委員さん、5番福嶋隆委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地の形状変更願について、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,054㎡、他5筆、合計5,946㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は804㎡、他1筆、合計1,339㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現

況共に畑、面積は473㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,720㎡、他1筆、合計2,231㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,478㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は504㎡、他3筆、合計1,746㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は198㎡、他18筆、合計6,702.82㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は216㎡、他2筆、合計1,183㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上8件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは条審議をお願いします。1番と2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番については、利用権の解除があった物件で、〇〇さんが作っていたんですけども、今回、売買で買いました。2番は、親戚同士での贈与です。異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんと〇〇さんは親戚同士です。異議ございません。
- 議 長 はい、4番と5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番については、先ほど、利用権の解約があった分を、〇〇さんが譲り受けたということです。問題ないと思われます。異議ございません。5番については、あっせんによる売買です。異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。
- 議 長 はい、8番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。
- 議 長 はい、以上8件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
- 松平 係長 4ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は3

23㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、107.84㎡、庭園等215.16㎡、合計323㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成16年9月27日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接している第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が山林、現況が畑、面積は163㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、75.35㎡、庭・駐車場87.65㎡、合計163㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和6年6月25日抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は道路、住宅地、山林に囲まれた小集団の農地の一つであるため、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2月5日に、〇〇番〇〇委員さん、事務局2名とで現地調査を行って参りました。3件でしたので1時間程度で終了しました。それでは1番から説明させていただきます。申請場所は〇〇〇〇より南へ約600m、〇〇〇〇の近くで、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側田と水路、西側市道、南側宅地、北側畑と雑種地となっております。隣接同意もありますし、地元の水利同意もあります。転用理由選定理由は、借り人は、住宅建築のため、適地を探していたところ、この度、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。30年間の土地使用貸借契約を設定します。転用内容は住宅・庭園等で、切土盛土はありません。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、東側水路へ放流することです。問題ないと思われま。続きまして2番です。申請場所は〇〇〇〇より北東へ約900m、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側畑ですが貸人の所有です。西側市道と山林、南側も畑ですが貸人の所有です。北側市道と山林となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、借り人は、実家付近で住宅用地を探していたところ、この度、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。期限の定めのない土地使用貸借契約を設定します。転用内容は住宅・庭園・駐車場で、ここは、傾斜畑になっていますので、切土1.2mから1.95mで道路と同じ高さにします。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、北側の道路を横切った先の谷に水路があり、そこへ放流することです。特に問題ないと思われま。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりでございます。異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりで問題ないと思われま

す。異議ございません。

議 長 はい、以上2件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地の形状変更願について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 5ページをお願いします。議案第3号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1, 132㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。形状変更について、報告させていただきます。申請場所は〇〇〇〇より南東へ約500mにあり、現況は田です。隣接状況及び周囲への影響は、東側田、同意あり、西側田、同意あり、南側畑と田同意あり、と里道、北側田、同意ありとなっております。〇〇水利組合の同意もございます。形状変更の理由は、盛土して梅畑にしたいとのことでございます。内容は盛土62cmです。排水については、雨水は自然浸透とするとのことです。問題はないと思われれます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。地域で頑張っている方です。異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地の形状変更願1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 6ページをお願いします。議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は386㎡、他4筆、合計3, 623㎡です。申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は12, 597. 96㎡、相続開始年月日は令和6年6月5日でございます。ここで、相続税の納税猶予の制度について、説明させていただきます。相続税の納税猶予制度につきましては、租税特別措置法というものがございまして、相続した農地を農業目的で使用している限りにおいて、高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために、相続税の納税を猶予する制度です。この証明は、願い出により、相続人がこの制度の適格者であることを証明する手続きであり、相続人が、猶予を受けた農地で農業を継続している限り、猶予された相続税は支払う必要がなく、相続人が死亡した場合等には、猶予された税額が支払い免除となります。また、会社員である場合などは、農地中間管理事業により特定貸付

を行った場合でも猶予が継続される制度です。対象農地は選択でき、今回の願い出も相続された農地のうちの5筆となっております。説明は以上です。相続税の納税猶予に関する適格者証明1件、ご審議の程よろしく願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先ほどの形状変更の申請者と同じ方で地域で頑張っている方です。異議ございません。

議 長 はい、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。

〇〇番 委員 質問です。農地でも相続税はかかってくるものなんですか。〇〇〇〇のような中山間地域と、この件は〇〇〇〇なんで、ある程度町の方とでは違うんですか。

議 長 町の方は評価額が高いので。

〇〇番 委員 今まで農業委員させてもらって、会議で適格者証明がそんなに上がった記憶がないんで、実際そうなんですか。はい。わかりました。

〇〇番 委員 私も質問です。この方は、この5筆だけ納税猶予を受けるということですね。

松平 係長 そうです。

〇〇番 委員 今は20年たっても納税猶予はなくならないようになったんですね。

松平 係長 そうです。

議 長 納税猶予を受けた方が、亡くなるまで耕作、農作物を作っておれば、納税猶予の分は消えて、また、次の相続人の方に相続税がかかってくると。そういうことで、ものすごい特例です。農地を持っている方にとっては。

〇〇番 委員 私も納税猶予を受けたことがあります。5年に1回、税務署の方から、耕作状況を報告せよというのが来ます。確かにいい制度ですけども、ただ、4条、5条で転用した場合は、納税猶予を受けた分全額払うことになるかもしれないので、そこらのことも考えて活用せんと、後々しんどいかなというのもあります。

議 長 はい、いろいろ勉強になりました。続きまして、議案第5号農地等売渡あつせん申出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 7ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は798㎡、作物については現在休耕となっており、10アール当たりの収穫量は0kg、希望価格は50万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は835㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は1,000kg、希望価格は60万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,244㎡、他3筆、合計3,419㎡、作物については現在休耕となっており、10アール当たりの収穫量は0kg、希望価格は〇〇〇〇が9万円、〇〇〇〇が3万円、〇〇〇〇が9万5,000円、

〇〇〇〇が6万円で、合計27万5,000円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6,636㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は1,500kg、希望価格は350万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上4件、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の農地ですけれども、場所は〇〇〇〇さんの〇〇と隣接している〇〇〇〇です。作物は何も植わっておりません。〇〇〇〇の土地ですので、担当を決めて、年に何回か草刈りはしており、現地を確認してきましたが、草は生えておりません。2番は1番の農地と隣接している畑で、これについては、〇〇さんがお年寄りで耕作できないということで、誰か買ってくれないかということです。〇〇〇〇なんで〇〇〇〇も来ていますし、園地内道路もありますから、作業はしやすいと思います。誰か買ってくれる方があれば、隣接なんで、2筆合わせて一緒に買っていただければと思います。以上です。

議長 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。場所は〇〇〇〇より北へ1kmほど上ったところに〇〇〇〇があって、それを渡ってすぐのところにあります。モノラック及び小さな小屋があるんですけれども、東向きの傾斜地、段々畑になっております。〇〇さんはお父さんが数年前に亡くなって、本人は〇〇〇〇で別の職についていて管理が困難とのことで、休耕になっているんですけれども、早急に手を入れたら、近隣の方の迷惑にならないようにできたらいいなということで、申し出が出ております。以上です。

議長 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請者のご主人が病気で、経営規模を縮小したいということで今回の申請に至りました。農地については、平成2年に〇〇〇〇で造成された農地ですので、道もありますし、スプリンクラーや、霜除けもそろっており、土地的には良いところですよ。以上です。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは議案第5号農地等売渡あっせん申出4件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 ないようですのであっせんすることにいたします。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 それでは1番と2番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名をお願いします。3番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名をお願いします。4番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名をお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方大変ご苦勞ですが、よろしく申し上げます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明

をお願いします。

松平 係長

8ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,075㎡、他1筆、合計3,745㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年1月14日、価格は100万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は783㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年1月15日、価格は100万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,478㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年1月15日、価格は118万2,400円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は10,566㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年1月18日、価格は700万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上4件、ご報告申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末について報告をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。顛末を報告申し上げます。1月14日にあっせん委員3名と、当事者が〇〇〇〇に集まりまして、あっせんを行い100万円で成立しました。買受人の〇〇君は地元でも若手で、田辺市の認定農業者にもなっているので、問題ないと思います。以上です。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。顛末を報告申し上げます。1月15日に〇〇〇〇において、関係者が集まりあっせんが成立しました。元々〇〇さんは勤め人で、〇〇さんの畑が隣接にありまして、30年近く〇〇さんが借りて耕作していたということもありますので、特に問題ないと思います。以上です。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1月15日1時半から、〇〇において、関係者が集まりあっせんを行いました。〇〇さんは梅の加工販売をしておりますし、〇〇さんの畑家の隣の畑、近くということで、何ら問題ないと思います。以上です。

議 長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1月18日に、〇〇さん宅で、自分含め3名の委員と、関係者が集まりあっせんを行い700万円で成立いたしました。〇〇君は大変熱心に農家をされている方で、両親も健在で農家をされております。他にも人も雇って大規模にされております。間違いないと思います。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。  
それではその他の案件でございます。1月の県の農業会議に提出致しました4条申請3件、5条申請4件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。

松平 係長 (資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて説明)

(万呂地区の農地利用最適化推進委員の公募について説明)

議 長 皆さん方、このことについて、ご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、この形で進めさせていただきたいと思います。皆さん方から他に何かございませんか。ないようですので、本日はこれで閉会いたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

〇〇時〇〇分終了